

# 2013 年度関西女子サッカーリーグ細則



## 1. 参加チーム及び選手

### (1) 参加チーム

関西女子サッカー 1 部リーグ・2 部リーグ・3 部リーグ（以下「リーグ」という。）に参加するチームは（財）日本サッカー協会に登録され、大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県サッカー協会に所属するとともに、運営委員会が参加を認めたチームとする。

### (2) 参加選手

リーグに参加する選手は、（財）日本サッカー協会に登録された単独のチームに所属する協会登録選手でリーグに登録された選手とし（エントリー人数に制限はない）、小学生以下の選手の出場は認めない。

追加登録選手については、追加登録を協会へ行き、合わせてリーグ事務局（広報）へ届け出を行い選手証が届いた時点から試合出場可能とする。

### (3) Lリーグ選手の参加

2013 年度のなでしこリーグ及びチャレンジリーグ（以下「Lリーグ等」という。）の登録選手（登録予定が確定している選手を含む）の本リーグへの出場は認めないが、クラブ申請が認められた下部組織に所属する 18 歳以下（高校三年生以下）の選手についてはこの限りでない（この場合、事前にクラブ申請受理書を審査部会に提出して、その確認を受けなければならない。）。また、その他の選手については、Lリーグ等に登録された後においては、本リーグへの出場は認められない。

なお、手続期間として 18 歳以下の出場可能な選手であっても、Lリーグ等の公式試合に出場した日の翌日から起算して 14 日に満たない期間においては、リーグへの出場は認めないものとする。また、この規定の主旨は、下部組織の将来有望な選手に対してより高いレベルで競技する機会を与えることがその目的であり、関西及び地域リーグのチーム強化を狙いとした選手の移動は現に慎むべきものである。

### (4) リーグの出場

リーグ開始当初に、選手証が協会より届いていない場合は、web 登録申請書に選手の写真を添付したものを提示することで試合に出場することを認めるが、この扱いは年度当初約 1 ヶ月程度（正式な登録手続きを行って選手証が協会から発給されるまでの間）とする。

### (5) 新規チームのリーグへの参加

新規チームの本リーグへの参加は、事前に府県協会の承認及び運営委員長にリーグへの参加を申出て、「2013 年度関西女子サッカーリーグ参加申込書」を運営委員会に提出し、委員長会議の審査によって承認されなければならない。

## 2. 競技方法及び使用球

(1) 競技は、リーグ戦方式で要綱に従って実施する。

(2) 試合開始時に 11 名の選手がいなければ試合は成立しない（棄権とする）。

なお、試合の続行は7名となった時点で打ち切れ、当該チームは棄権となる。

- (3) 試合開始前までにメンバー登録票を記載して運営本部に4部提出し、選手の交替は登録された交替要員の中から、選手交替カードを第4審に提出し、主審の許可を得て交替する。
- (4) 競技は<sup>※</sup>モルテン公認サッカーボールを運営委員会が準備する。
- (5) 試合のベンチ入りはリーグに登録されたチーム役員・選手12名（交替7名含む）のみとし以外は一切認めない。（ベンチには必ずチーム役員1名は入ることとする。）

### 3. マッチコミッショナー

#### (1) マッチコミッショナーの役割

- ① 詳細な試合開始時間の決定
  - ② 審判員の確認
  - ③ 試合出場チームスタッフ・選手の確認
  - ④ ユニフォームの確認・広告の有無確認
  - ⑤ 試合会場の確認
    - ・フィールドの確認
    - ・試合会場の安全確保
    - ・オフィシャル、スタッフ以外のフィールドへの侵入防止
  - ⑥ 審判員のジャッジメント・コメントに対してメモを行う。
  - ⑦ 審判員とジャッジメントに対しての協議。
  - ⑧ ケガをした選手の状態確認。
  - ⑨ 退場や警告を受けた選手の本人の確認、審判のコメントを集める。
  - ⑩ 試合内容を確認し公式記録用紙に署名する。
  - ⑪ 規定の時間内（24時間以内）に機関に対しての報告書を提出。
- (2) 運営委員長は試合にマッチコミッショナーとして派遣する。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開始前（60分前）に対戦チームの監督及び審判員を招集してマッチミーティングを行い、ユニホームの決定等試合に必要な事項の打合せを行うとともに、試合全体を総括し、試合結果等を運営委員長・広報委員長に報告する。

### 4. 競技の中断及び中止

マッチコミッショナーは、主審と協力して気象状態等に留意し、猛暑日・落雷害・熱中症等選手の健康等に問題があると判断した場合は、直ちに試合を中断あるいは中止する。この際、中断から20分以内以内に試合を再開できない場合（次の試合開始時間に影響があると認められる場合は、その範囲において中断の時間は短縮される）は、当該試合の中止を決定し、後日審査委員会と競技委員会にて日程を決定。（ただし、会場・時間・審判等は変更あり）

### 5. ユニホーム

ユニホームは登録された正・副2着を用意し、試合には登録された選手固有の背番号を使用する（使用するユニホームの選択は前年順位上位チームが優先する。）。

全て日本サッカー協会制定のユニホーム規定を準用して適用するものとする。以外は認めないこととする。

## 6. 使用するベンチサイド

前年度順位上位チームがピッチに向かって左側のベンチを使用する。

## 7. 審判

(1) 審判は原則として運営委員長が以下の審判員を派遣するが、所属チームの帯同審判を認める場合もある。

①協会の派遣審判員（主審・副審）。

②審査委員会からの派遣審判員（主審・副審）。

(2) 留意事項

①試合には第4の審判員（登録審判員）を配置し、選手交替・負傷者の入退場等主審を補佐し試合進行の管理を行う（第4審は、審判服か相応の服装で行う）。審判証を持参するものとする。

②審判員及びマッチコミッショナーは試合開始前に打ち合わせを行う。

③主審は「審判報告書」を、また、退場その他の重要事項があった場合は、「審判重要事項報告書」を派遣協会（関西サッカー協会）へ速やかに提出する

④審判の判定等に相当な特別な意見がある場合は、試合当日から翌日までに詳細を記した書面を運営委員長に提出する（運営委員長は必要に応じて審査委員会での内容を協議し、委員長会議でその処置を決定する。）

## 8. 運営及び記録等

(1) 運営委員長から指名されたマッチコミッショナーは競技の総括的責任を有する。

(2) 試合の記録は正確に録取するため2名で行う。

(3) アウトボールの処理方法、マルチボール方式については、必要に応じて、主審、マッチコミッショナーで協議し決定した方法で実施することができる。

(4) 運営担当チームは副審用のフラッグ・記録計測用時計・記録用紙・審判報告書・交替ボードを用意して試合の円滑な進行につとめ、負傷者の初期救急措置等を行う。

## 9. リーグ運営上の注意事項

(1) マナーの遵守

各施設の「注意事項」、大会要綱及び本細則を遵守し、マナー等が遵守できないチームに対しては、運営委員長は当該チームに処分を課することができる。

(2) ベンチサイド

ベンチサイドに入れる者は、試合に登録された選手（最大18名）とリーグ登録された監督及びコーチ（ドクター及びトレーナーを含む）のみとし、選手は対戦チームのユニホーム色と異なる色のビブスを着用する（保護者や子供は認めない）。マッチコミッショナーは、施設に境界線等を設置して一般者との分けをする事ができる。

(3) 過剰な応援

試合に過剰で品位のない応援が認められる場合は、マッチコミッショナーは当該チームの監督に対し、最善の処置を講ずるよう命じることができる。

(4) 救急処置

負傷者等が発生した場合、運営担当チームは近隣の消防署に通報して救護を求め、負傷者の救急病院へ搬送等については負傷者が所属するチームが責任を持って行う。

(5) 謝金等

審判員及び審判員の謝金は運営委員会が決定し支給する。

(6) 選手の移籍

①リーグ開催期間中の移籍選手は、移籍手続きが終了し、新たな選手証が発給された後に出場することができる。

②リーグに所属するチーム相互間の移籍選手は、①の要件を満たし、かつ、審査委員会で出場の可否を決定する。

10. 重大な事故等

リーグを主管する関西女子サッカーリーグ運営委員会は、所属チーム総員が協力して効果的なリーグ運営に尽力するものとするが、予期せぬ重大事故等の発生に関し、運営委員会の役員及びその他の関係者等の善意の者に対して責任の追求は行わない。

なお、大会要綱及び本細則に特段の規定がない事項については、委員長会議の協議を経て運営委員長が決定することとする。

11. その他

(1) リーグ運営に協力出来ないチームは、委員長会議での決定事項に従うこと。

(2) 競技委員会が決定した試合日程をチームの都合で変更出来ない。

(3) 無断で試合を放棄した場合は即リーグから追放処分とする。(それまでの試合結果は全て未梢し、参加費用の返金も行わない。)

(4) 決定した試合日程を二度棄権した場合も即リーグから追放処分とする。(それまでの試合結果は全て未梢し、参加費用の返金も行わない。)

(5) 追放処分となった 11. (3)、11. (4)とも当日中にリーグ運営委員会及び審査委員会へ報告書の提出を義務づける。(以降同チームの登録は一切認めない。)

(6) 試合中等に退場処分及び退席処分となったチーム責任者はマッチコミッショナーの指示に従い報告書を作成し当日中に関西サッカー協会女子委員長、リーグ運営委員会、審査委員会へ提出し、その後の指示に従うこと。